

社団法人東京のあすを創る協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適切に執行されているか監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社団法人東京のあすを創る協会（平成11年に社団法人東京都新生活運動協会から名称変更した。以下「協会」という。）は、都民自らの創意と活力を結集し、生活課題や地域課題を解決し、明るく住みよい地域社会を実現するため、あすを創る運動を実践推進することなどを目的として、昭和32年に設立された団体であり、主に、次の事業を行っている。

ア あすを創る運動に関する啓発普及、表彰、調査研究等

イ あすを創る運動に関するシンポジウムの開催等

ウ 実践団体の活動に対する協力及び支援

(2) 都との関係

都は、協会に対し、社団法人東京のあすを創る協会運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その運営に要する経費として、表1のとおり、平成17年度、平成18年度とも同額の2,766万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

年 度	総事業費	補助対象経費	補助率等	補助金額
平成17年度	38,333	30,157	補助対象経費に対し10/10 で予算の範囲内とする	27,666
平成18年度	41,085	30,205		27,666

2 組織

協会は、事務所を中央区八重洲二丁目11番に置き、役員26名（会長1名、副会長3名、常務理事1名、理事19名、監事2名）（うち非常勤24名）及び職員3名（うち2名は常務理事、理事をそれぞれ兼務）で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 教育庁 平成19年11月13日及び20日

(2) 協会 平成19年11月16日及び19日

第4 監査の結果

1 財源に占める都からの収入の割合

協会の会計は表2のとおりであり、平成17年度及び平成18年度の収入は、それぞれ、3,833万余円、4,108万余円となっている。また、その財源に占める都からの収入の割合は、それぞれ、72.2%、67.3%となっている。

(表2) 協会の収入に係る財源の内訳 (単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度
収入額	38,333	41,085
都からの収入 (割合%)	27,666 (72.2)	27,666 (67.3)
他の収入 (割合%)	10,667 (27.8)	13,419 (32.7)
支出額	32,484	35,608

2 事業実績

平成17年度及び平成18年度における団体の補助事業実績は、表3のとおりであり、実績報告書を中心に監査を行った結果、事業は、別項指摘事項、意見・要望事項に関するものを除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表3) 補助事業実績

対象経費		年度 (平成)	補助金額 (単位：千円)	主な事業実績	実施規模
活動費	生活学校 活動費	17	1,720	身近な生活課題の解決のため、 自主的な運動を展開する活動 集団に対する支援	団体数：67
		18	1,680		団体数：63
	生活会議 活動費	17	1,260	住みよい地域社会づくり運動 を推進する、自主的なまちづく り集団に対する支援	団体数：46
		18	1,240		団体数：47
事業費	指導者 養成費	17	360	リーダー研修会及び課題別研 修会、生活学校研修大会の開催	参加者：755名
		18	370		参加者：565名
	推進大会費	17	1,000	シンポジウムの開催及び功労 団体・功労者の表彰、東京のあ すを創る運動推進大会の開催	参加者：588名 表彰：1団体・8名
		18	1,000		参加者：526名 表彰：1団体・12名
	広報活動費	17	582	機関誌の発行、資料の作成配布	機関誌発行：2回
		18	590		機関誌発行：2回
推進活動費	17	360	推進委員の活動に対する支援	委員：25名	
	18	360		委員：26名	
運営費	職員給与費	17	17,320	職員の給与、社会保険料等	職員：3名
		18	17,370		職員：3名
	事務所 管理費	17	5,064	事務所賃借料、光熱水費	
		18	5,056		

3 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 活動費に係る精算手続を適正に行うべきもの

教育庁（以下「庁」という。）は、協会に対し、要綱に基づき、補助金を交付している（平成17年度、平成18年度とも同額の2,766万6,000円）。

協会は、補助対象事業として、開設二年次の生活学校及び生活会議（以下「実践団体」という。）に対して3万円、開設三年次以降の実践団体に対して2万円の活動費を支給し（支給総額：平成17年度298万円、平成18年度292万円）、実践団体から年間の活動報告書の提出を受け、精算を行っている。精算に際しては、協会の会費や災害保険料の支出等については実践団体の自主財源で賄うべきであること、精算額は交付金額以上となることが、協会交付活動費の留意点に記載されている。

ところで、活動費の精算状況について見たところ、監査日（平成19.11.19）現在、以下のとおり、適正でない事例が認められた。

- (ア) 活動費に協会の会費を含めている（1件）
- (イ) 活動費にボランティア保険の支出を含めている（1件）
- (ウ) 活動費が協会の交付額未満であり、活動費と領収書の合計額が一致していない（1件）
- (エ) 活動報告書に活動費の領収書が添付されていない（1件）
- (オ) 活動報告書が提出されていない（3件）

協会は、実践団体へ交付する活動費の精算を適正に行われたい。

また、庁は、協会に対し、指導を適切に行われたい。

4 意見・要望事項

(1) 局

ア 要綱の見直しについて検討すべきもの

庁は、協会に対し、要綱に基づき、補助金を交付している（平成17年度、平成18年度とも同額の2,766万6,000円）。この補助金は、要綱第5条により、協会の事業計画及び事業執行状況に応じて、年4回の分割概算払により交付することとしている。

ところで、要綱を見たところ、翌年度に実績報告を提出しなければならないとされているだけであり、四半期ごとの執行状況の提出に関する定めが設けられていないこと、また、庁も協会に対して、執行状況の提出を求めている状況にあることが認められた。

庁は、補助金の適正な執行の観点から、協会に対し四半期ごとに執行状況を提出させる定めを設けるなど、要綱の見直しについて検討されたい。